

令和8年2月 河北町農業委員会総会（第2回）

令和8年2月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 押野 利浩 委員 2番 岸 康彦 委員 3番 太田 朝美 委員
4番 後藤 登美夫 委員 5番 逸見 三和子 委員 6番 安部 敏明 委員
7番 木嶋 啓治 委員 9番 吉田 誠 委員
10番 田川 和美 委員 11番 奥山 喜幸 委員 12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

8番 大崎 頼子 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和8年2月25日（水曜日）午後1時57分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 逸見 三和子 委員 6番 安部 敏明 委員

日程第2 議案の審議

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

お疲れ様でございます。それでは、只今より令和8年2月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

5番 逸見 三和子 委員 6番 安部 敏明 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号2番 所在地 谷地字月山堂●●、田ほか4筆、合計6,565㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号3番 所在地 大字溝延字置揚●●、畑ほか1筆、合計3,212㎡です。所有者は、●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は●●さんをお願いし、畑は自作するとのことです。

次に、2ページをお開きください。申請番号4番 所在地 谷地字桑ヶ原●●、田ほか7筆、合計7,851㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は●●さんをお願いし、畑はあっせん希望とのことです。

以上3件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、事務局の説明がありました。皆さんのほうからご質問等ございせんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書の3ページ、報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。申請番号54番、所在地 谷地字東●●、田ほか2筆、合計6,034㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、ほかの方に貸すためです。

次に、申請番号55番、所在地 大字田井字檀ノ西●●、畑ほか1筆、合計1,853㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業での賃貸借契約に変更するためです。

次に、申請番号56番、所在地 西里字天満●●、畑ほか5筆、合計15,645㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に4ページをお開きください。申請番号57番、所在地 谷地字桑ケ原●●、田ほか2筆、合計5,203㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に、申請番号58番、所在地 谷地字置上●●、田ほか2筆、合計4,575㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に、申請番号59番、所在地 谷地字桑ケ原●●、田ほか1筆、合計3,673㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に、申請番号60番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田ほか1筆、合計1,952㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足とのことで、解約後はほかの方が借り受けます。

次に、5ページ、申請番号61番及び62番、所在地 谷地字所岡●●、田、753㎡のうち644㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、古佐川河川整備事業にかかる用地買収のためです。

次に、申請番号63番及び64番、所在地 大字吉田字吉田東●●、田ほか1筆、合計2,421㎡のうち409㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、古佐川河川整備事業にかかる用地買収のためです。

次に、6 ページをお開きください。申請番号 65 番及び 66 番、所在地 大字吉田字吉田●●、田ほか 2 筆、合計 2,266 m²のうち 731 m²です。渡し人の渡辺章（あきら）さんと、受け人の農事組合法人ファーム吉田さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、古佐川河川整備事業にかかる用地買収のためです。

次に、申請番号 67 番及び 68 番、所在地 谷地字真木●●、田、970 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、河北町地元回帰促進住宅開発事業にかかる用地買収のためです。

次に、申請番号 69 番及び 70 番、所在地 大字吉田字吉田東●●、田、2,287 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に、7 ページ、申請番号 71 番及び 72 番、所在地 西里字塩ノ渕●●、田ほか 3 筆、合計 4,961 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、農地法 3 条での賃貸借契約に変更するためです。

次に、申請番号 73、所在地 大字溝延字西浦●●、田ほか 1 筆、合計 3,067 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足とのことで、解約後は、この後はほかの方が借り受けます。

以下、申請番号 74 番から 82 番までの 9 件の申請につきましても、●●さんとの円滑化での賃貸借契約で、労力不足のための合意解約となります。解約後はほかの方が借り受けます。所在地番などは記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に、議案書の 9 ページです。

申請番号 83 番、所在地 西里字塩ノ渕●●、田ほか 1 筆、合計 4,993 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買するためです。

次に、10 ページをお開きください。請番号 84 番及び 85 番、所在地 西里字下槇●●、田ほか 1 筆、合計 5,269 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買するためです。

以上 32 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、事務局の説明ありましたが何か皆さんの方からご質問等ございますでしょうか。

はい、押野委員

○ 押野委員

67 議長（会長） 番 68 番の公共事業、河北町地元回帰促進住宅開発事業の内容について説明をお願いいたします。

○ 事務局（佐藤局長）

場所は旧町民プール跡地の西側の農地になります。旧町民プール跡地と一緒に住宅開発をする、戸建ての住宅の土地を整地して売り払う事業です。

○ 議長（会長）

ほかに何かございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、最初にも、最初に 24 番と 34 番を審議しますので、後藤委員と安部委員一時退席をお願いいたします。

それでは、議第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは議案書の 13 ページをお開きください。申請番号 24 番、使用貸借権の設定です。所在地 西里字白山堂●●、畑、596 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

続けて、資料の 16 ページです。申請番号 34 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字桑ヶ原●●、田ほか 1 筆、合計 3,673 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

まずはこちらの 2 件についてよろしくをお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査の報告をお願いいたします。

○ 逸見委員

はい、24 番西里改善センターの隣になります。以前から受け人が畑として耕作しておりますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦勞様でございました。34 番の報告をお願いいたします。

○ 木嶋委員

現地調査行ってきました。現況田んぼなんですけれども受け人に問題はございません。
ちょっと金額的に安いかなと思ったところでした。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でございました。

何か皆さんからお意見、ご質問ございませんか。

（なし）

なければ、24 番と 34 番に関してこのように許可したいと思います。

それでは改めて、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは議案書の 11 ページ、議第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 17 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字砂田●●、田、3,659 ㎡、1 筆です。
渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 18 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字山王●●、樹園地、1,029 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 19 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字上田畑●●、樹園地ほか 1 筆、合計 1,803 ㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、12 ページをお開きください。申請番号 20 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字上田畑●●、畑ほか 6 筆、合計 6,293 ㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 21 番、売買による所有権移転です。所在地 西里字天満●●、畑ほか 5 筆、合計 15,645 ㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、経営縮小のためです。

次に、申請番号 22 番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字天満●●、田、564 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、13 ページ、申請番号 23 番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字天満●●、田ほか 1

筆、合計 5,321 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 25、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 6,034 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 26 番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字塩ノ刈●●、田ほか 1 筆、合計 4,332 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、14 ページをお開きください。申請番号 27 番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字塩ノ刈●●、田ほか 3 筆、合計 4,961 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 28 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字桑ケ原●●、田ほか 2 筆、合計 5,203 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 29 番、売買による所有権移転です。所在地 大字田井字中宿●●、田、180 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 30 番、売買による所有権移転です。所在地 大字吉田字吉田東●●、田、2,287 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、15 ページ、申請番号 31 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字置上●●、田ほか 2 筆、合計 4,575 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 32 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字岩木東●●、田ほか 4 筆、合計 1,423 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 33 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字岩木東●●、田ほか 1 筆、合計 926 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、16 ページをお開きください。申請番号 35 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延

字稻荷原●●、田、2,365 m²、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 36 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字稻荷原●●、田ほか 1 筆、合計 1,952 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 37 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか 1 筆、合計 3,740 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、17 ページ、申請番号 38 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字稻荷原●●、田ほか 9 筆、合計 23,241 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 39 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田、3,075 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 40 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田、1,242 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、18 ページをお開きください。申請番号 41 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田●●、田ほか 5 筆、合計 14,836 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 42 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか 5 筆、合計 7,172 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 43 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田ほか 1 筆、合計 3,067 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、19 ページ、申請番号 44 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田●●、田、ほか 3 筆、合計 9,126 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 45 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,152

m²、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 46 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字千苅●●、田ほか1筆、合計 6,089 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 47 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字月山堂●●、田ほか1筆、合計 3,756 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、20 ページをお開きください。申請番号 48 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田●●、田ほか3筆、合計 8,557 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 49 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田、3,176 m²、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 50 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田ほか1筆、合計 5,647 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、21 ページ、申請番号 51 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか4筆、合計 8,434 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 52 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字小堤●●、田ほか1筆、合計 4,849 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

以上 36 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査の報告をお願いします。

17 番から順次、谷地からまとめてお願いいたします。

○ 木嶋委員

17 番、受け人の●●さんは歳も歳ですが孫さんとライスセンターも建てて頑張ってますので問題ありません。

28 番、受け人、こちらも頑張っておりますので問題ありません。

○ 議長（会長）

続きまして、18 番からお願いいたします。

○ 吉田委員

18 番、谷地山王については水路、圃場等は問題ありませんでした。北側に面するくろなんですけれども東西 3m 程壊された状態で、事務局の方に確認したところ北側の圃場も受け人の圃場ということで問題ないと思います。

続きまして、25 番、きちっと管理されている農地で問題ないかと思います。

次に 31 番、現地調査行った際に受け人と話すことができまして、渡し人とは親戚関係で以前から受け人が耕作されていたということで問題はないと思います。

38 番、47 番の月山堂の圃場については問題なしだったのですが、先日地域計画においてこの 3 筆について、●●さんが耕作を希望していたところございまして、再度代表理事に確認したところなんです、できれば耕作したいという意向でありました。

ただ農地法 3 条の案件ですので、意向はお伝えしておきますとお答えしております。

ちなみに、この周辺はほとんど●●さんで占められておりまして、農地集約の考えからでもできればファームひなの里さんのほうでやってもらった方が良いのかなと私は思いました。以上です。

○ 議長（会長）

それでは田井のほう 19 番からお願いいたします。

○ 押野委員

現地確認報告いたします。

19 番の樹園地ですけれども、●●さんが体調不良による労力不足で息子さんの●●さんは畜産の方専門でいくということで、樹園地をすべてお願いしたいということで、●●さんは今新規就農で頑張っています。この園地はさくらんぼの木伐採して、切り株が多少残っていますけれどもぶどうを植栽して頑張っていくということでした。

次に 20 番、こちら●●さんの園地ですけれども、●●さんが桃を植えて栽培していくということで問題ありません。

次は、29 番受け人の自宅の裏になってまして、いちご出荷の用地にしたいということで確認しました。何らかの建築をする場合は農地転用の手続きを取ってくださいと申し添えてますので問題ないと思います。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でございました。

それでは、21 番から西里のほうお願いいたします。

○ 後藤委員

21 番こちらは●●さんのハウスが連棟で立っているところなんですけど、すでに受け人のほうで圃場整備入ってまして問題ないかと思います。

続きまして 22 番、23 番は現況田んぼなんですけど、●●さんが耕作されるということで問題ないと思います。

○ 逸見委員

26 番、27 番は受け人が以前から耕作しておりますので問題はないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でございました。

30 番からお願いいたします。

○ 田川委員

30 番ですけれども、吉田神社の裏手になるんですけれども受け人が集約しているので問題ありません。

32 番ですけど、岩木東は 20 アールの内の一部になります。原ノ内は転作田で現況は畑です。以上問題ありません。

○ 議長（会長）

33 番お願いいたします。

○ 岸委員

33 番、前の耕作者が管理あまり良くなかったようですけれども、受け人は大丈夫であろうということで確認してきました。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。あと 35 番から、溝延地区の分お願いいたします。

○ 押野委員

35 番から 37 番、この 3 つにつきましては●●さんが耕作していました。体調不良による労力不足ということで、この度井上忠喜さんに。息子さんと頑張ってやってますけども問題ありません

続きまして、38 番から 52 番まで、こちらも渕一明さんが耕作していました。体調不良による労力不足ということで、●●で耕作いたします。問題ありません。

51 番については、これからイタリア野菜を栽培するということです。問題ないと思います。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

何か、各報告がありました、皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、田川委員。

○ 田川委員

21 番なんですけど、売買金額が高額なので理由を知りたいなと思いました。

○ 議長（会長）

これは、バラを作っていたハウスわかりませんか。パイプハウスではなく鉄骨の施設、受け人がそのままバラを栽培するのかわかりませんが、施設を含めた値段だと思います。

はい、事務局。

○ 事務局（嶋田）

作物については、施設いちごと伺っています。

○ 議長（会長）

あそこ道路も広いから観光農園もしやすいのかなと思います。

施設代だと思います。

○ 田川委員

わかりました。

○ 議長（会長）

あと何か、はい、押野委員。

○ 押野委員

●●は規模縮小なんですか。それとも完全にやめるのか。

○ 事務局（嶋田）

事業はやめられるようです。

○ 押野委員

廃墟にならなくてよかった。

○ 木嶋委員

47 番なんですけれども、先ほど提案のあった件、この辺は●●が作ってるんですが、●●さんもあるんでしょうか。

○ 議長（会長）

今回、●●さんがやめるにあたって、個人的に貸してほしいと行った方が何人かいたようです。また今まで●●さんに世話になったから●●さんの意向に沿ってというのが強くて、前は●●さんか代表だった●●さんが耕作していたところだった。ところが地主さんが売りたいとなって、買ってまでしないということがあり、●●さんにあっせんした経緯があって、今回だいたい●●さんの分が20町歩近く移動するんだけど、先ずは●●さんで、2段階目として交換していくという考えで、1年くらいは自分で作って来年の冬あたり作業上大変なところは交換していく。という考えみたいです。

ほかに何か皆さんからございますか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

それでは次に移ります。議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

22ページをお開きください。議第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

23ページをご覧ください。所有権移転になります。

1番、所在地 谷地字十二堂●●、田ほか1筆、合計6,757㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当221,992円、総額1,500,000円です。

2番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、畑ほか5筆、合計12,579㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当286,191円、総額3,600,000円です。

3番、所在地 大字岩木字岩木東●●、田ほか1筆、合計4,370㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当180,000円、総額786,600円です。

4番、所在地 西里字塩ノ渕●●、田、1,981㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当227,158円、総額450,000円です。

同じく、4番、所在地 谷地字嶋●●、田、3,012㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当215,803円、総額650,000円です。

5番、所在地 西里字下楨●●、田ほか1筆、合計5,269㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当200,000円、総額1,053,800円です。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんか。

これは、集積集約で、飛び地みたいなものも中間管理で引き受けるのか。

○ 事務局（嶋田）

集積や集約の要件からいきますと、半径 500 メートルの範囲内に約 1 町歩の集積面積となる必要があります。

○ 議長（会長）

あと何か皆さんからご質問等ございませんか。

（なし）

なければこのように進めていきたいと思います。

それではこれで 2 月総会を終了させていただきます。

午後 3 時 17 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 2 月 25 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
